

平成 28 年 7 月 27 日

那覇市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドラインFAQ
(よくある質問)

このFAQは、那覇市職員が個人的にソーシャルメディアを利用し、自分自身の意見や那覇市の行政に関する情報を投稿する、掲載する又は意見交換等を行うことなど（以下「発信」といいます。）に関し留意事項を定めた那覇市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）について、想定される質問とその答えをまとめたものです。

ガイドラインと一体で理解のうえ、ソーシャルメディアを有効に利用してください。

Q1. ガイドラインは、どのような那覇市職員を対象としているのですか。

A. このガイドラインは、那覇市職員で行政情報の発信ツールとしてソーシャルメディアを利用する職員及び、個人的にソーシャルメディアを利用して発信を行う、又は行っている職員を対象としています。

Q2 那覇市では那覇市職員がソーシャルメディアを利用することについて制限していますか。

A. 制限していません。

しかし、ソーシャルメディアへの発信については、基本的人権やプライバシー権、肖像権などに十分配慮するとともに、関係法令等（※）を遵守しなければなりません。また、誹謗中傷やわいせつ、噂話など公序良俗に反する発信をしてはなりません。

※ 関係法令等・・・著作権法、地方公務員法、個人情報保護条例など

Q3. 那覇市職員であることを明らかにして発信することは問題がありますか。

A. 那覇市職員であることを明らかにして発信することは問題ありません。

那覇市の行政に関する情報（既に公開されている情報や観光情報など、一般に周知されている情報は含みません。）を発信する場合には、市民により理解してもらうためには、職員であることを明らかにする方が望ましいことがあります。那覇市の行政に関する情報を発信することを予定するなら、あらかじめ職員であることを明らかにすることを推奨します。

そして職員であることを明らかにするからには、情報は正確に発信するとともに、このガイドラインに沿って自覚と責任を持って発信してください。

免責文の例

「投稿内容は私個人の意見であり、那覇市および所属部署の見解を代表するものではありません」

Q4. 匿名発信に関する問題とはなんですか。

A. 匿名による発信には主に2つの問題が挙げられます。

ひとつは、誹謗や中傷です。

誹謗中傷は、匿名であるなしに関わらず、してはならないことですが、匿名であることが、「誰が発信したのかわからないだろう」と安易に無責任な発信をさせてしまう要因であろうと推測されます。

しかし、現在はプロバイダ責任制限法（正式名称「特定電子通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の開示に関する法律」）により、インターネット上の情報発信によって自己の権利を侵害された者は、プロバイダ等へ発信者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス等を開示請求することができます。

もうひとつは、那覇市の職員であることを明らかにせず那覇市の行政に関する誤った情報を発信した後に、その発信者が那覇市職員であることが判明した場合には、那覇市全体として信用が損なわれるおそれがあることです。

たとえば、那覇市の行政に関する情報の発信に対して匿名でコメントした後に、そのコメントが那覇市職員による発信であることが判明した場合を想定すると、そのコメントが批判的か好意的かに関わらず、また、事実に基づく（反する）発信であったとしても、匿名で発信したこと自体が閲覧者に誤解を与える可能性があることを理解しておくべきです。

Q5. 職務内容に関する発信は禁止されていますか。

A. 禁止はしていません。

ただし、那覇市職員が発信する以上、他の利用者に誤解を与え混乱を招く恐れがある内容、那覇市の方針決定の過程にある内容、那覇市の方針に反する内容等の発信は控えるべきです。

（具体例）

- ・本来保育園の入所受付期間は〇月からなのに、「△月から保育園の入所受付を開始します。」という誤った内容を発信する。
- ・課内として考えているだけであって、意思決定を受けていないにもかかわらず、「〇〇業務を△△に変更しようと考えています。」と言った根拠のない内容を発信する。
- ・「〇〇料金の改定は、△月議会に諮る予定です。」という那覇市の方針決定の過程にある内容を発信する。

- ・「全庁的に財務体質の改善に取り組んでいるが、担当としては〇〇事業の廃止に納得がいかない。」という那覇市の方針に反する内容を発信する。

一方、既に周知されている内容であれば、発信しても構いませんが、その発信は正確かつ誤解を招かない表現にしてください。

(具体例)

- ・既に広報紙、公式ホームページ、新聞等で周知されていることについて「〇〇手当の申請受付期間が、△月△日～□月□日までなので、手続きが済んでいない方はお早めに〇〇課に申請して下さい。」という正確な内容で発信する。

Q6. 個人でソーシャルメディアを活用し自らの職務に関する情報は、どこまで発信することが許されますか。

- A. 他の利用者に誤解や混乱を招かないようにするためには、自ら関わる業務については、自らの職責の範囲内までの発信とします。

また、その範囲の判断をしかねる場合は、その内容に関しソーシャルメディアへ発信することについて上司の了解を得て、決裁等の所定の事務手続きを経て発信すべきです。

Q7. ソーシャルメディアに、秘密情報を発信したらどうなるのですか。

- A. 那覇市職員は、地方公務員法第 34 条により秘密を守る義務を課せられており、秘密を漏らした者は懲戒処分の対象となると同時に、地方公務員法第 60 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金という刑罰の対象となります。

地方公務員法第 34 条第 1 項の「職務上知り得た秘密」とは、その職員の職務上の所管に属する秘密に加え、より広く職務執行上知り得た秘密をいいます。

例えば、他の所管に属するが事務の調整上知った事実も含まれます。

ここでいう秘密とは、一般に周知されていない事実であって、それを一般に周知することが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいうとされています。

何が秘密であるかについては、個々の事実について、保護されるべき公的又は個人的利益の社会的価値を判断して決められるものであるため、秘密か否か判断に迷うものは発信してはいけません。

Q8. どのような行為が信用失墜行為に当たるのですか。

- A. 具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するかということについては、一般的な基準は立てがたく、社会通念に基づいて個々の場合について判断する以外にないとされています。

信用失墜行為には、職務に関連する非行も含まれますが、必ずしも直接職務とは関

係ない行為も含まれます。つまり、職員個人の行為であっても那覇市職員としての身分を保有している以上、那覇市に悪い影響を与える場合があります。例えば、発信内容が公序良俗に反する内容であったときなどは、那覇市全体に対して社会的な非難がなされ、その信用が損なわれることがありますので注意が必要です。

また、守秘義務違反、職務専念義務違反、政治的行為の禁止違反は、信用失墜行為の禁止違反の問題も生じます。

(信用失墜行為の禁止)

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第 35 条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

Q9. ソーシャルメディアへの発信を勤務時間中に行うことの可否を教えてください。

A. 那覇市職員は、地方公務員法第 35 条により、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされています。これは、公務員のサービスの根本基準であることはいうまでもありません。

ソーシャルメディアへの発信は、発信日時が表示されます。勤務時間中の発信が他の利用者にとどのように受け止められるか十分認識した上で、誤解を招く行為は慎むのが適当です。

ただし、職務の一環としてのソーシャルメディアを活用した広報活動が制限されないことはいうまでもありません。

なお、昼休み(休憩時間)は自由に利用できることが原則ではありますが、一般的な昼休み時間(正午から午後 1 時)以外の時間が昼休みとなる場合には、発信日時が他の利用者にとどのように受け止められるかを十分認識する必要があります。

Q10. ソーシャルメディアに、音楽や写真を発信できますか。

A. 本人の承諾を得ているなど、著作権や肖像権を侵害するおそれがないものであれば発信できますが、その判断に迷うものについては発信してはいけません。

【例】著作権を侵害する可能性があるもの

- ・新聞や雑誌の記事、小説、漫画、他者のブログ等でのコメントなど
- ・音楽、楽譜、歌詞など
- ・写真、他者が作成したCG、テレビや映画の動画など

【例】肖像権を侵害する可能性があるもの

- ・写っている本人の承諾を得ていない写真
※群衆写真の場合は一般的には問題ありませんが、特定の人にスポットを当てている場合などは、その人の承諾が必要となります。
- ・財産価値を持つ動植物などを、その所有者の承諾なしに発信したとき

Q11. 政治的行為の制限とはどういうことですか。

A. 地方公務員法第 36 条は、①全体の奉仕者としての性格、②行政の中立性と安定性の確立、③職員を政治的影響から保護する、という見地から職員の政治的行為を制限しています。

制限されている政治的行為は様々ですが、一例を挙げると、

- ・政党その他の政治団体の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。
 - ・特定の人を支持し、又はこれに反対する目的を持って、公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- 等です。

ソーシャルメディアへの発信にあたっては、政治的行為の制限に抵触しないよう注意してください。また、抵触するか否か判断に迷う場合には発信を控えてください。

(政治的行為の制限)

第 36 条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、

当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域)外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

- (1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
 - (2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
 - (3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
 - (4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
 - (5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為
- 3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。
- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。
- 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

Q12. 発信した内容で炎上(※1)してしまいました、どうすればよいのでしょうか。

A. ①炎上状態ではいけないことは、むきになって反論する、挑発することが一番いけないことだと言われています。

また、あなたを非難するコメントや論破するコメントを削除する、発信内容を書き換える(書き直し前の内容は、キャッシュ機能(※2)で見られる可能性があります)、サイトを閉鎖する(サイトを閉鎖しても炎上した場合には、閉鎖前の内容を他に保存している人がいる可能性があります)などの行為は、余計に炎上する可能性があると言われています。

②あなたが発信した内容で、問題となった部分をじっくり考えてください。

③問題となった部分を修正し、謝罪します。

謝罪は、謝罪文を掲載します。

決して隠れて問題となった部分を修正しないでください。

④それでも炎上が収まらない場合、今のところそれを甘受する以外には手立てがありません。

※1 炎上

批判や嫌がらせ、誹謗中傷のコメントが殺到して収拾がつかなくなることをいいます。

※2 キャッシュ機能

ここでのキャッシュ機能とは、Yahoo や Google などの検索サイトにおいて、ホ

ホームページ上のデータを保存している機能のことをいいます。

Q13. 他のブログの引用や他のホームページのリンクを掲載することはできますか？

A. ホームページやブログも著作物として保護の対象になります。ただし、「公式な慣行に合致」し、かつ、「正当な範囲内」である限り、権利者の許諾を必要としません。具体的な判断基準は、

『(1) 自分の著作物と引用する他人の著作物との間に一行開けるとか、他人の著作物にカギカッコをつけるなどして、自他の著作物を明確に識別できるようにすること、

(2) 自分の著作物が主で、引用する他人の著作物が従の関係にあること、』
の2点に加え、「出所を明示」する必要があります。

(社団法人著作権情報センターHP より)

また、リンクを張ることは、単に別のホームページ等にたどり着けるようにするだけなので、著作権侵害となりません。ただし、公序良俗に反するページ等にリンクを張ったり、リンク先に対して誹謗中傷等の不適切なコメントをしたりしてはいけません。

Q14. ガイドラインの適用範囲はどこまでですか。

A. 次に掲げる那覇市職員に適用します。

- 1 副市長
- 2 常勤の監査委員
- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職員又は同条第3項第3号に規定する非常勤嘱託員
- 4 任期を定めて任用される職員、短時間勤務職員、非常勤職員及び臨時職員

Q15. ガイドラインは、どうしてこの適用範囲なのですか。

A. 普段から那覇市の行政に関するあらゆる情報に接する機会がある、一般職員や非常勤嘱託職員等を適用範囲としました。

また、副市長、常勤の監査委員を適用範囲としたのは、那覇市の秘密情報や施策等に関与する機会が多く、発信には気を付けなければならないためです。

なお、国・県・他市及び外郭団体との人事交流により那覇市の組織に配属されている職員、国・県・他市及び外郭団体へ出向・派遣されている職員も適用範囲となります。

Q16. 他にも聞きたいことがあります。

A. 那覇市ソーシャルメディアガイドラインに関すること

秘書広報課 電話番号 098-862-9942（内線 2036）